

平成25年度第3回新潟市清掃審議会会議概要

開催日時	平成25年10月16日（水）午後2時00分～午後3時30分	
会 場	新潟市役所本庁舎6階 第4委員会室	
出席者	出席委員	<p>松原会長、山賀副会長、伊井委員、飯島委員、石井委員、窪田委員、高橋まゆみ委員、高橋善輝委員、中澤委員、八子委員 計10名</p> <p>（欠席 菊野委員、柴田委員、高橋若菜委員、渡邊委員、菅谷委員）</p>
	事務局	<p>環境部長、廃棄物政策課長、廃棄物対策課長、 廃棄物施設課長 ほか</p>
主な議事	<p>1 開会</p> <p>清掃審議会会長、副会長の選任</p> <p>2 議題</p> <p>（1）事業系ごみ対策について</p> <p>（2）優良事業者認定制度について</p> <p>（3）事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドラインの改定について</p> <p>3 連絡事項</p> <p>4 閉会</p>	

主な議題

＜審議の進め方＞

それぞれの議題について資料に基づき事務局が説明を行った後、委員からの意見・質問を受け審議を進めました。

＜清掃審議会会長、副会長の選任＞

○ 清掃審議会規則に基づき、委員の互選により以下のとおり選任した。

会長：新潟大学産学地域連携推進センター 教授 松原 幸夫氏

副会長：NPO法人まちづくり学校 事務局長 山賀 昌子氏

＜議題＞（主な意見等）

（１）事業系ごみ対策について

（２）優良事業者認定制度について

（３）事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドラインの改定について

○ 資料3のガイドライン見直し案について、びん、缶、ペット、廃プラの量として500トンなどと記載があるが、これはどういう意味か。

市～ ごみの組成調査により、事業系ごみとして市の施設に搬入されているごみの量である。

○ 水銀・鉛含有廃棄物について、少量のみの受入とはどういうことか。また、使用済小型家電のボックスでパソコンの回収を今年6月から行っているが、事業者がパソコンを施設に持ち込むことはできるのか。

市～ 現在の見直し案では、1回あたり水銀体温計2本、小型蛍光管1kg、電池類1kg、小型家電類5kg、ライター5個、スプレー缶類2本までを市の施設で受け入れとなっている。市内に設置している小型家電回収ボックスに出せるのは一般家庭から出るもののみで、事業者は出すことができない。また、施設への持ち込みもできない。資源有効利用促進法に基づき、メーカー等にリサイクルを依頼することとなる。

○ 日頃利用しているスーパーなどから出る食品系廃棄物は、具体的にどのように処理されているのか。

市～ すべてではないが、例えばスーパーで調理して出る魚のアラなどは、専門のリサイクル業者が処理している。また、野菜くずや調理くずなどの食品系廃棄物は、市内にある食品リサイクル工場で堆肥化されている。一方、排出量が少ない個人商店などから出るものは、市の施設で焼却されているのが現状。

○ 最近は個人商店ではなく、スーパーなどでの買い物が多いと思う。また、宅配サービスも増えてきている。こういったところから出る事業系ごみをうまくリサイクルすることができれば良い。

市～ 食品リサイクル工場で堆肥化しているが、その処理量も増えてきている状況であり、今後も徐々に増加していこうと考えている。

	<p>○ 本日配布された資料で、ガイドラインの新旧対照表をみると、多くの品目がリサイクル業者に流れているように見えるが、こういったことが問題で、改定を行うのか。</p> <p>市～ 旧ガイドラインでは多くの品目をリサイクル業者に排出するよう記載していたが、分別ルールがあいまいだったことと少量しかごみを排出しない事業者は収集運搬費用が高くなり、実際には分別されずに市の施設に入ってきているというのが現状であった。このあいまいだった分別ルールを明確化し減量につなげるため、ガイドラインの見直しを行うこととなった。</p> <p>○ 当社（食料品製造業者）から出る廃棄物について、リサイクル率は99%以上であり、ほぼすべてリサイクルしている。規模の小さい事業者が問題ということであれば、いくつかの小規模事業者が集まって一定量のごみを排出することで、リサイクルにうまく回るようなことはできないか。</p> <p>市～ そういった考え方もあると思うが、例えば古紙について、オフィス町内会というものを以前行っていたこともあった。しかし、コスト的な問題もあり、あまり長続きしなかった。市としては、収集業者との協力体制の下で、どれだけ効率的に回ることができるか、また、それによりコストが下げられるかといったことを検討している。</p> <p>○ 事業系ごみは事業活動に伴って生じたごみであるが、事業活動の定義がはっきりしない。</p> <p>市～ 事業活動にも様々なものがあるが、単純化していえば、事務所や店舗において、商売などの事業を行った際に出たごみが事業系ごみという位置づけである。</p>
傍聴者	1名